# ANDERSON MÖRI & TOMOTSUNE

2013年5月2日

# **AM&T CHINA LEGAL UPDATE**

#### **CONTENTS**

## I 中国相談室

中国弁護士 胡 絢静

## Ⅱ 中国法令アップデート

- 労務派遣行政許可管理弁法(意見募集稿)(人力資源社会保障部)
- 中国保険業監督管理委員会による「保険会社株式管理弁法」第4条についての問題 に関する通知
- 中国保険業監督管理委員会による有限パートナーシップ株式投資企業の保険会社 資本参加の規範についての問題に関する通知
- 電信及びインターネットユーザー個人情報保護規定(意見募集稿)(工業及び情報化 部)
- 1997 年 7 月 1 日から 2011 年 12 月 31 日までの期間に公表した司法解釈及び司 法解釈の性質を有する文書の一部(第 10 集)の廃止に関する決定(最高人民法院)
- 価格行政処罰証拠規定(国家発展改革委員会)

# Ⅲ 中国万感

~不動産政策と離婚ブーム~ ニューヨーク州弁護士 安 然

#### ◆上海·シンガポール·名古屋オフィス開設のお知らせ◆

この度、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、日本企業の海外での事業展開をサポートできる体制を拡充すべく、また、東海地方の依頼者の皆様のご要望にも対応すべく、本年度中に、上海、シンガポールおよび名古屋にオフィスを開設することになりましたので、お知らせします。

#### ◆東京オフィス移転のお知らせ◆

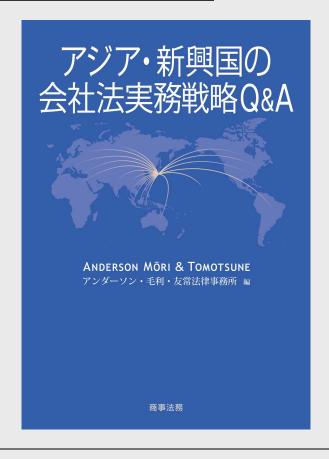
当事務所は、業務と弁護士数の拡大に合わせて東京オフィスを移転することになりましたのでお知らせいたします。移転先および移転時期は次のとおりです。

移転先: 〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂 K タワー 18 階~24 階 時期(予定): 新オフィスでの業務開始は、2013年7月中旬を予定しております。

※詳細はこちらをご覧ください。

当事務所の弁護士が分担して執筆した「アジア・新興国の会社法実務戦略Q&A」(商事法務)が近日中に書店で発売されます。中国、台湾を初め、アジア・新興国の 13 の国及び地域の会社法制を紹介しており、アジア・新興国戦略を推進する日本企業にとり必携の書と言えます。中国部分(メインランド)の執筆は、パートナーの森脇章弁護士、中川裕茂弁護士、若林耕弁護士、アソシエイトの石黒昭吉弁護士、矢上浄子弁護士、濱本浩平弁護士が、台湾部分の執筆は、パートナーの森脇章弁護士、中川裕茂弁護士、アソシエイトの矢上浄子弁護士、濱本浩平弁護士、台湾弁護士の呉暁青弁護士がそれぞれ担当しています。

#### 「アジア·新興国の会社法実務戦略Q&A」(商事法務)



## I 中国相談室



中国弁護士 胡 絢静

#### Q 中国の独占禁止法に基づく民事訴訟事件の近時の状況をご教示ください。

中国では、独占的行為に関して、独禁当局による行政処分がなくとも、私人間で直接民事訴訟を提起することができます。そのため、2008年の独占禁止法の施行以降多くの訴訟が提起されています。報道によれば、2008年から2011年の末までの間に、独占禁止法の違反を請求の原因とする訴訟として61件が人民法院に受理され、2012年以降の受理件数はさらに増加しています。

独占禁止法に違反するとして提起される民事訴訟事件に関しては、最高人民法院が2012年5月3日に司法解釈である「独占的行為による民事紛争事件の法律適用に関する若干問題の規定」を公布しました。当該司法解釈においては、例えば、当事者適格、裁判所の管轄などを定めています。中でも特徴的であるのは、水平的カルテル(独占禁止法 13条)に関する訴訟について原告と被告の立証責任を一部転換している点です。具体的には、原告はカルテルの存在について立証すれば足り、競争の排除・制限効果を有しないことについては被告が反証する責任を負うものとされています。但し、これまで提起された独占禁止法の違反を請求の原因とする民事訴訟事件においては、原告が勝訴した事件は見当たりません。これは立証が困難であることが主たる理由であろうと思われます。上記の司法解釈の公布により、かかる立証の困難性が軽減されたといえます。

独占禁止法が施行された初期の段階では、原告が個人(その多くは弁護士)であり、消費者の立場から大会社を相手に不公平な取扱いが独占禁止法に違反することを主張して訴訟を提起した事件が多く見受けられましたが、近時では、企業間の商業上の紛争にかかわる独占禁止法の訴訟事件が増えてきています。そのうち、注目に値するのは、Johnson & Johnson がループの中国現地法人とその代理店間の再販価格制限に関する事件、及び、中国の二大インターネット会社Qihoo(奇虎)と Tencent(騰訊)に起きた市場支配的地位の濫用に関する事件です。

#### Johnson & Johnson 事件

原告の鋭邦涌和科貿有限公司(以下「Ruiban」という)は、Johnson & Johnson¹の医療機器の販売代理でした。Ruiban及びJohnson & Johnsonが2008年1月に締結した販売代理店契約には、販売地域や最低販売価格制限条項が規定されていました。Johnson & Johnson は、2008年7月、Ruibanが同契約に反して販売価格の値下げを行ったとして、Ruibanの販売代理権を剥奪しました。これに対し、Ruibanは再販価格制限条項が独占禁止法に違反するものと主張し、販売代理権の剥奪により損害を被ったとして、1400万元余の損害の賠償を求めました。

上海第一中級人民法院は、2012 年 5 月 18 日、最低販売価格の制限条項が含まれていた販売代理店契約が競争制限的効果を有することをRuibanが立証できなかったことを理由に、Ruibanの請求を棄却しました。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Johnson(上海)医療機器有限公司及び Johnson(中国)医療機器有限公司の両被告を指します。

本判決は、再販価格制限を当然違法とせずに、再販価格の制限が競争制限的効果を生じさせたことについて原告が立証することが必要であると判断し、再販価格の制限が独占禁止法に違反するかどうかを判断するにあたって、事業者の再販価格の制限の対象製品の関連市場におけるマーケット・シェア、関連市場における競争の状況、製品の供給や価格の変化などの事由を考慮するべきことを判示しています。

この事件はその後上訴され、現在上海市高級人民法院において審理がなされていると報道されています。今後の動向が注目されます。

#### Qihoo vs Tencent 事件

この事件は、アンチウィルス・ソフトウェアを提供する大手インターネット会社である北京奇虎科技有限公司(以下「Qihoo」という)が、香港上場の大手インターネット会社である騰訊(騰訊科技(深セン)有限公司及び深セン市騰訊コンピューターシステム有限公司、以下「Tencent」という)に対して Tencent が市場支配的地位の濫用を行ったとして民事訴訟を提起したものです。一審の広東省高級人民法院は、2013年3月28に原告の請求を棄却しました。現在、原告が上告し、今後最高人民法院において審理がなされることになりました。

事件は 2010 年 9 月に遡ります。Qihoo は、Tencent が提供しているインスタント・メッセンジャー (IM)である QQ について、ユーザーのパソコンのハード・ライブをスキャンし個人情報を取得するものであり危険であると Qihoo のセキュリティソフトの宣伝広告において指摘しました。これに対してTencent は事実に反するとして、対抗措置として、多くのユーザーに利用されている QQ について、Qihoo のアンチウィルス・ソフトウェアに適合しないように設計を変更し、QQ のユーザーに二者択ーを迫りました。これに対して、2011 年 11 月に、Qihoo は、Tencent の当該行為が市場支配的地位の濫用に当たるとして民事訴訟を提起しました。一審の広東省高級人民法院では次の点が争われました。

#### (1)関連市場の画定

Tencent が市場支配的地位を有するか否かの判断にあたって、関連市場の画定が必要であるところ、IM ソフトウェア(QQ、MSN、Skype 等)のみが関連市場であるのか、それとも SNS(Social Networking Services)や Weibo(中国版 Twitter)等も含めた市場が関連市場であるのか、また、市場が中国のみであるのか世界であるのか等が争われました。

この点について、判決は、Tencent が QQ を有料サービスに切り替えるとすると QQ のユーザーは他の無料の IM ソフトウェアや Weibo、SNS 等にシフトすることが予想されることから、IM ソフトウェアと SNS や Weibo は代替性があり、これらをまとめて一つの関連市場と画定するのが適切であると判断しました。また、地理的範囲については、IM サービスの提供や使用は輸送コストや技術上の障壁が存在しておらず、またソフトウェアを外国語表示することは容易であるため、全世界を一つの市場として考えるべきであると判断しました。

#### (2)市場支配的地位の有無

次に、同判決では、関連市場において50%以上の市場シェアを有することのみで市場支配的地位を有すると推定することはできず、商品の価格、数量又はその他の取引条件をコントロールする能力、他の事業者の市場参入の困難性等も合わせて考慮れるべきであるとしました。そして、市場に存在するほとんどのIMサービスは無料で提供されており、ユーザーの多くは一つ以上のIMサービスを使っていることを理由に、原告の「ユーザーは特定のIMサービスに対して依存している」

という主張を採用せず、被告は商品の価格をコントロールする能力を有せず、他の事業者による参入も阻止できないと判断しました。

#### (3)市場支配的地位の濫用行為の有無

上記のとおり判決では Tencent は市場支配的地位を有しないと判断したため、被告の行為の「濫用」行為への該当性を分析する必要性は本来ありませんでしたが、判決は更に踏み込んで Tencent がユーザーに「二者択一」を迫った行為についても判断を行いました。判決では、 Tencent がユーザーに QQ と Qihoo のソフトウェアの選択を強制した行為は、実質的にはユーザーの Qihoo との取引を排除し、Tencent とのみ取引させることを意図したものであり、「濫用」行為に該当するものと判断しています。

独占禁止法に関連する民事訴訟事件が最高人民法院にまで上告された案件は、本件がはじめてです。今後最高人民法院がどのような判決を下すかが注目されます。

以上

# Ⅱ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

### 最新中国法令の解説

#### <労働>

#### 労務派遣行政許可管理弁法(意見募集稿)(人力資源社会保障部)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、「労働契約法」、「行政許可法」及び「労働契約法実施条例」等に基づき、労働者派遣単位が備えるべき条件、認可の取得手続及び認可申請書類を定めたものである。なお、2012年12月18日付け「全国人民代表大会常務委員会による「労働契約法」の改正に関する決定」(2013年1月17日付けニュースレター参照)では、新たに労働者派遣単位に認可制を採用することが予定されており、本弁法はこの点をより具体的に定めたものといえる。本弁法では、認可申請書類として、労働者派遣単位の規則制度や派遣先と締結する派遣契約などが挙げられているが、これは、これらの文書も審査の対象となる可能性を示唆するものといえる。

(意見募集期間:2013年4月19日~同年5月19日) [原文] 劳务派遣行政许可管理办法(意见征求稿)

#### <保険会社>

#### 中国保険業監督管理委員会による「保険会社株式管理弁法」第 4 条についての問題に関する 通知

[ポイント] 本通知は、「保険会社株式管理弁法」(2010年7月12日付け法令調査報告書ご参照)第4条の規定をより具体的に定めるものである。同条は、保険会社(生命保険会社、損害保険会社いずれをも含む。)の一株主(関連者を含む。)あたりの持株比率の上限を原則として20パーセント以下に制限しつつ、同第15条に定める主要株主の要件を満たす株主が認可を得ることを条件に、例外的に20パーセントを超える持株の保有を認めている。本通知は、この例外として認められる条件として、新たに総資産100億人民元以上などを追加しつつ、これらの要件を満たす場合でも持株比率は51パーセントを超えてはならないことを定めている。

(2013年4月9日公布、施行)(保監発[2013]29号)

[原文] 中国保监会关于《保险公司股权管理办法》第四条有关问题的通知

# 中国保険業監督管理委員会による有限パートナーシップ株式投資企業の保険会社資本参加の規範についての問題に関する通知

[ポイント] 本通知は、「保険法」、「保険会社管理規定」などに基づき、有限パートナーシップ株式投資企業による内資保険会社(生命保険会社、損害保険会社いずれをも含む。)への資本参加の要件及び手続などを定めたものである。「保険会社株式管理弁法」(2010年7月12日付け法令調査報告書ご参照。)第12条は、保険会社の株主の資格を中国国内の企業法人や中国国外の金融機関などに限定しており、本通知は、要件を満たす有限パートナーシップ株式投資企業に新たに保険会社への資本参加を認めるものといえる。本通知では、有限パートナーシップ株式

投資企業が保険会社に資本参加する要件として、投資先保険会社に支配株主または実質支配者が存在していることなどを要求しているほか、有限パートナーシップ株式投資企業の持株比率の上限を、単独で5パーセント、全体で15パーセントとすることなども定めている。

(2013年4月17日公布、施行)(保監発[2013]36号)

[原文] 关于规范有限合伙制股权投资企业投资入股保险公司有关问题的通知

#### <個人情報>

#### 電信及びインターネットユーザー個人情報保護規定(意見募集稿)(工業及び情報化部)

[ポイント] 昨年末に公表された全人代常務委員会による「インターネット情報保護の強化に関する決定」(以下「決定」。 <u>本ニュースレター2月4日号</u>をご参照)を受けて制定される予定の規定である。適用対象は、「中国国内における電信サービス又はインターネットサービスの提供過程でユーザーの個人情報を収集・使用する活動」であり、これらのサービスの提供者が負担する情報収集、使用及び管理における義務と、事業者に対する当局の監督について決定に比して詳細な規定が置かれている。

(意見募集期間:2013年4月10日~同年5月15日)

[原文] 电信和互联网用户个人信息保护规定(征求意见稿)

#### <司法解釈>

1997 年 7 月 1 日から 2011 年 12 月 31 日までの期間に公表した司法解釈及び司法解釈の性質を有する文書の一部(第 10 集)の廃止に関する決定(最高人民法院)

[ポイント] 本決定は、社会情勢の変化や新規の立法により不要と判断された81件の司法解釈を廃止する司法解釈である。本決定により、「渉外民事関係法律適用法」(2010年11月29日付け法令調査報告書ご参照)のとの抵触を根拠に、「最高人民法院による渉外民事又は商事契約紛争案件を審理する際の法律適用に関する規定」(2007年8月21日付け法令調査報告書ご参照。)が廃止されたことが注目される。同規定は、中外合弁契約、中外合作契約など、外国企業による対中直接投資に関する契約の一部につき、中国法準拠とすることなどを定めた規定である。なお、中外合弁契約や外国企業による非外商投資企業の持分買取契約、出資引受契約などについては、他の法令に中国法準拠を義務づけた規定があるため、引き続き中国法準拠が強制されるものと思われる。

(2013年2月26日公布、同年4月8日施行)(法釈[2013]7号)

[原文] <u>最高人民法院关于废止 1997 年 7 月 1 日至 2011 年 12 月 31 日期间发布的部分司法</u>解释和司法解释性质文件(第十批)的决定

#### <経済法>

#### 価格行政処罰証拠規定(国家発展改革委員会)

[ポイント] 本規定は、価格監督検査手続における証拠の定義、証拠収集方法、証拠の評価等を 定める「価格監督検査証拠規定」に替わる規定である。同規定の根拠法は「価格法」などであり、 「独占禁止法」は含まれていなかったが、本規定では「独占禁止法」が追加され、価格独占行為 への適用も規定されている。

(2013年4月9日公布、7月1日施行)(発改価監[2013]716号)

[原文] 价格行政处罚证据规定



# 中国万感



#### 【不動産政策と離婚ブーム】

ニューヨーク州弁護士 安 然

ここ数年、北京・上海を始めとする中国の大都市では不動産価格が上昇を続けており、政府から価格抑制策が次々と打ち出されている。今年3月には、国務院により不動産の譲渡益課税の徹底などを含む「国五条」と呼ばれる新政策が公表された。その後3月末までに、各地の地方政府により施行のための細則が公表された。

この「国五条」が公表された同月に課税強化を回避するため、離婚が増えたといわれている。

中国では、不動産の譲渡による所得税は、代金に乗せる形で買主が負担するのが一般的である。「国五条」による課税強化によって買主の実質的な負担増を恐れた人たちが、地方政府の細則が出る前に購入を急いだという背景があるようである。

購入を急ぐことと、離婚の増加には次のような関係がある。

元々、中国では2軒目のローンの条件は1軒目より不利に、3軒目ではローンを組むこと自体ができなくなるという制限がある。そのため、例えば、既に1軒のマンションを所有する夫婦が離婚してマンションを妻の名義とし、夫が新規にローンを組んで2軒目を買い、その後再婚するという方法を採る人が少なからずいた。今回は、この方法を使って買い急いだ人が多かったため離婚も増えたというのが一つの説明である。

なお、各地方政府による細則が出る3月下旬までの間に、北京、上海や天津などで1日の離婚件数が通常の2倍以上の件数となったという報道もある。4月に入ってからは離婚のペースは落ち着いており、まもなく、新居の売買が完了した人たちによる再婚ラッシュがあるのではと言われている。今後の動向に注目したい。

#### TOPICS

#### 2013年4月22日

当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士と、当事務所のアソシエイト、石黒昭吉弁護士が、下記企業研究会セミナーにおいて講師を務めました。

企業研究会セミナー:「中国からの撤退、事業縮小の実務」
〜撤退・事業再編の手法、トラブルに発展させない実務のポイント〜

# ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。 お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、 china-newsletter@amt-law2.com までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

.....

#### 本ニュースレターの執筆担当者:

( 東京オフィス) ( 北京オフィス)

森脇章中川裕茂中川裕茂濱本浩平若林耕李加弟石黒昭吉李彬居錦寧杜雲華胡絢静安然

許 明義 呉 暁青

#### **CONTACT INFORMATION**



#### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー38 階(総合受付) Tel: 03-6888-1000(代表) Email: inquiry@amt-law.com

URL: http://www.amt-law.com/



#### 安徳森·毛利·友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号 北京発展大厦 809 室

郵編 100004

Tel: +86-10-6590-9060(代表)

Email: <a href="mailto:beijing@amt-law2.com">beijing@amt-law2.com</a>
URL: <a href="mailto:http://www.amt-law.cn">http://www.amt-law.cn</a>